

「県税の広報活動に関するアンケート」の実施報告について

税務政策室が実施しました「県税の広報活動に関するアンケート」の結果を下記のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。

アンケートにご協力いただきました e - モニターの皆様に改めてお礼申し上げます。

なお、アンケートの内容及び集計結果については、e - モニターのホームページ（下記リンク先）をご覧ください。

<http://www.e-kocho.pref.mie.jp/monitor/?a=top:enquete>

アンケート概要

1 実施期間

2011年1月12日（水）～2011年1月31日（月）

2 意見募集の結果

対象者数 1,359名

回答者数 874名

回答率 64%

3 回答者属性

< 性別 >

	男性	女性
回答者数	479	395
構成比	54	45

< 年齢層別 >

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
回答者数	74	194	239	186	129	52
構成比	8	22	27	21	14	5

< 地域別 >

	北勢	中南勢	伊勢志摩	伊賀	東紀州
回答者数	419	225	109	91	30
構成比	47	25	12	10	3

アンケート結果について

Q1 税務政策室のホームページについて

これまで、税務政策室のホームページ「県税のページ」をご覧になったことがある方は22%、ない方が77%でした。

Q2・3 ホームページの印象

実際にホームページをご覧になった印象をお伺いました。結果は、「見やすい」が40%、「見にくい」が26%、「内容が充実している」が14%、「内容が充実していない」が4%という結果になりました。

また、どうすれば「県税のページ」の印象がよくなるかについては、「レイアウトを変える」が31%、「言葉や内容を易しくする」が26%、「色使いを変える」が19%、「その他」は7%という結果でした。

その他の意見については、「文字量を減らし、イラストや写真を増やして視覚的に楽しい印象にする」、「検索機能があればよい」という意見を多くいただきました。

Q4・5 「シリーズ『県税』」について

「県政だよりみえ」に毎月連載している「シリーズ『県税』」をお読みになったことがあるかどうかについてお伺いしました。結果は、「毎回読んでいる」が7%、「読んだことがある」が51%となりました。また、年齢層別では、年齢層が高くなるほど、読んだことがある方の割合が高くなる傾向が見られました。70歳以上の方の84%が一度は読んだことがあるのに対し、20歳台では32%の方が一度は読んだことがあるという結果でした。

また、シリーズ県税に掲載している情報については、「役に立つ」が14%、「少しは役に立つ」が65%、「あまり役に立たない」が19%、「まったく役に立たない」が1%という結果になりました。

Q6 ラジオの聴取状況について

県税に関するラジオ放送をお聞きになったことがあるかどうかについてお伺いしたところ、「ラジオを聞く機会があり、放送を聞いたことがある」方は15%でした。

また、「ラジオを聴く機会がほとんどないので、放送を聞いたこともない」方は51%、「ラジオを聞く機会はあるが、放送を聞いたことはない」方は32%となりました。

Q7 啓発物品について

県税の納付等を促す啓発物品については、「見たことがなく、効果が低いと思う」方が52%と多数であり、「見たことはないが、効果はあると思う」方は25%、「見たことはあるが、効果は低いと思う」方は18%、「見たことがあり、効果があると思う」方は(3%)となりました。

Q8 県税に関する情報源

皆さんが県税に関する情報を何から得られることが多いかについて伺いました。最も多かった広報媒体は「県政だよりみえ」で43%でした。次いで、「新聞」(15%)、ポスター・チラシ・リーフレット(10%)、「テレビ」・「県のホームページ」(8%)となりました。

Q9 県税に関する広報活動の満足度

県から発信する情報の方法や量について、「十分だと思う」方は24%、「十分でないと思う」方は23%、「必要最低限だと思う」方は51%という結果でした。

Q10 不要だと感じる広報の手段

この設問では、「啓発物品」(25%)や「ラジオ」(15%)との回答が目立つ一方、「特にない」との回答が19%という結果になりました。

Q11 特に広報すべき項目について

最も多かった回答は「県税の使い途について」(31%)、次いで「自動車税の納期内納付について」(15%)、「県税のあらましについて」(14%)という結果でした。

Q12 滞納処分について

県が、滞納者に差押などの厳しい態度で臨んでいることをご存じかどうか伺いました。63%の方が「知っていた」とお答えになり、昨年度に比べ2ポイント増加しました。

県では、納めていただくことができなかった方には、正しく納税をしていただいている方との公平・公正さを保つためにも、積極的に滞納処分を行っています。

例えば、自動車税を納期限までに納めていただけなかった方には、督促状等を送付し、自主納税を促しますが、最終的には預金や売掛金などの債権のほか、不動産、自動車などを差し押え、インターネット公売で売却し、その代金を滞納している税金に充てています。

「県税のページ」でもご紹介していますので、ご覧ください。

<http://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/nouzei/sashiosae.htm>

Q13 県税差押強化月間について

県では、毎年度12月・1月を「県税差押強化月間」として取り組んでいることをご存じかどうか伺いました。「知っていた」とお答えになった方は9%となり、昨年度より4ポイント増加しました。

Q14 その他

県税や県税事務所へのご意見を伺いました。

多くのご意見をいただきありがとうございました。主な意見とそれに対する県の意見・考え方を次のとおり取りまとめました。

(1)「県税の使途について」は特に多くのご意見をいただきました。

主なご意見は、「効率よく、無駄なく使ってほしい」、「どのように使われているかもっと分かりやすく知りたい」というものでした。また、「使い途がわかることで納得して税を納めることができるため、納税意欲が高まる」とのご意見もありました。

なお、県税の使途については、(5)をご参照ください。

(2)「滞納整理」に関してのご意見も多くいただきました。

「公平な税負担が感じられるように」、「県税滞納者には厳しい態度で臨んでほしい」との思いをお持ちの方が多数でした。一方で、「税金を納められない事情について、しっかり考慮して対処すべきである。」という声もありました。

納期限までに納税されなかった場合、督促状を送付し、その後文書等による催告を行っても納付いただけないときは、財産状況を調査の上、預金や売掛金などの債権の他、不動産、自動車などを差し押えています。差し押さえた物件はインターネット公売を行うなどして換価し、その代金を滞納している税金に充てていきます。

納期限内に納税していただいた方との公平・公正を保つ観点からも、今後も引き続き、滞納者に対しては厳正な対応をまいります。

また、県税事務所では、財産の保有状況、滞納の状況、納税者との公平性を著しく損なわないこと等を勘案のうえ、納付計画等を具体的に相談させていただいております。

(3)「県税の広報」についてのご意見もいただきました。

「税金を使わずに広報することを考えてほしい」、「費用対効果をもっと考えてほしい」というご意見のほか、「広報内容は簡潔にしてわかりやすくしてほしい」、「子どものときから租税教室をする」とのご意見もいただきました。

(4) 県税事務所については、「何をしているところかわからない」というご意見をいただきました。

県税事務所は、法律や条例に基づき、県税に係る課税・徴収の業務を行っています。県民の皆様身近なサービスとしては、納税証明書発行や、各種申請の受付、納税相談等を行っています。皆様のお住まいの近くで行政サービスを提供できるよう、8つの県税事務所のほか、紀南県税課と自動車税事務所が設けられております。どうぞ、お気軽にご相談をお寄せください。

県内の県税事務所所在地については、「県税のページ」をご覧ください。

<http://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/list.htm>

(5) そのほかにも、下記のようなご意見やご要望をいただきました。それらについての県の考え方は以下のとおりです。

「県税の使い途を教えほしい。」

〔回答〕

平成23年度の当初予算(案)の歳入予算額は総額6,696億3,797万6千円です。そのうち県税の占める割合は、30.8%(2,060億9,400万円)となっており、県の貴重な自主財源となっています。

なお、県税は、その収入の使いみちが特定されているかいないかによって、普通税と目的税に分かれています。

使いみちが特定されている税金を目的税といい、三重県の場合は、狩猟税と産業廃棄物税の2種類があります。

狩猟税は、狩猟者の登録を受けることによって、狩猟ができる資格を得ることにかかる税金で、その収入は、鳥獣の保護や狩猟に要する費用に充てられます。また、産業廃棄物税は、資源循環型社会の構築を目指し、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てるための税金です。

一方、使いみちが特定されていない普通税は、自動車税、個人県民税、個人事業税、法人事業税、不動産取得税などがあります。

なお、平成21年度の税制改正によって、自動車取得税と軽油引取税も、目的税から普通税へと改められました。

これら普通税は、使いみちが特定されていないため、教育、土木、福祉など様々な県が行う施策の財源となっています。

平成23年度の当初予算について、詳しくは総務部予算調整室のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.mie.lg.jp/YOSAN/HP/yosan/h23gaiyo/indexH23.htm>

「納税方法について、クレジットカード払いやオンライン決済(Web決済)、口座振替を導入してほしい。」

〔回答〕

クレジットカードを利用した納付方法の導入は、納税者の利便性向上を通じて地方税徴収率を向上させるための有効な手法のひとつと考えています。

しかし現状では、

クレジットカードで地方税を納付すると、クレジットカード会社の立替払いとなるため、クレジットカード会社から三重県に当該地方税が納付されるまで納税証明書が発行できない

クレジットカード会社に支払う手数料として税額の1%程度のコストがかかってしまう

等の問題があります。

また、自動車税、不動産取得税、個人事業税については、パソコンやA T Mを利用した納付（ペイジー（Pay-easy））が可能となっています。

なお、口座振替による納税については、すでに自動車税および個人事業税に係る銀行等での口座振替、郵便局での自動払込が利用できます。

ペイジー、口座振替の詳細については、「県税のページ」をご覧ください。

<http://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/booklet2007.htm>

1 1 口座振替・自動払込

1 2 ペイジーでの納付、一括納付

「納付記録がネットなどで確認できるようにしてほしい。」

〔回答〕

インターネットを介して個人情報が流通することとなるため、個人情報漏えいの危険性がある

本人確認が困難である

などの理由により、インターネット等での納付記録の確認は困難であると考えています。

「e - T a xの指導をしてほしい」

〔回答〕

e - T a xのご利用については、国税庁のホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

e - T a xをご利用いただくと、自宅やオフィスからインターネットで国税に関する様々な手続きができ、税務署に出かける必要がなくなります。ぜひご利用ください。

「自動車税の納税通知をもっと早く発送するか、納期までの期間を延ばしてほしい。」

〔回答〕

自動車税は、4月1日現在の登録された所有者（割賦販売（ローンでの購入）等で、売主が所有権を保留しているときは使用者）に課税され、自動車税の納期にあわせて納税通知書を発送します。郵便事情等により地域によって配達日に差が生じる場合がありますが、到着から納期限までの2～3週間の間に納付していただきますよう、ご理解願います。

また、納期までの期間の延長については、三重県県税条例第128条第1項により5月1日から5月31日までと定められています。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

「前年度の収入で個人県民税が計算されることに納得がいかない。」

〔回答〕

個人県民税（所得割）については、地方税法第32条、三重県県税条例第22条により、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得（分離課税に係る分を除く。）及び山林所得金額を課税標準とすることと定められています。

所得に対して課する税は、所得発生の時と税の徴収の時が近いことは望ましいものとされていますが、個人県民税（所得割）においては、課税手続の便宜の見地からいわゆる前年所得課税主義がとられていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

たばこをコンビニで購入した場合、たばこ税はコンビニの本店所在地で納税となるのか？

〔回答〕

たばこ税は、基本的にはたばこが買われた店舗が所在する県や市町村の収入となっており、皆さんの暮らしに役立てられます。

今回のご質問を機に、たばこの地元購入の啓発についても行っていきたいと思っております。

今後、今回のアンケート結果を参考にしながら、有効な広報媒体を利用して、税に関する最新の情報、重要な情報を皆さんにお知らせしたいと思います。

県税についての詳しい情報は、「県税のページ」をご覧ください。

<http://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/>